



# 佐賀県公報

平成16年  
12月24日  
(金曜日)  
号外

●佐賀県規則第六十九号

佐賀県知事 古川 康

平成十六年十二月二十四日

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

#### 訓令甲

(六九・職員課)一

- 地方自治法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(一九・職員課)二

- 地方自治法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(一九・職員課)三

- 佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(規則一八)三

- 佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

(一九)三

- 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(一九)四

## 公布された規則のあらまし

### ○地方自治法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第六十九号)

- 1 地方自治法が改正され、地方労働委員会の名称が労働委員会に改められたことに伴い、次に掲げる佐賀県規則についてその名称を改めることとした。

- (1) 個別労働関係紛争に關し知事の権限に属する事務の一部を委任する規則

- (2) 佐賀県行政組織規則

- (3) 電子計算組織による給与支給事務等処理規則

- (4) 佐賀県財務規則

- 2 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

## ○規則

地方自治法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

- 地方自治法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則  
(個別労働関係紛争に關し知事の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部改正)
- 第一条** 個別労働関係紛争に關し知事の権限に属する事務の一部を委任する規則 (平成十三年佐賀県規則第八十三号) の一部を次のように改正する。

- 第一条及び第二条中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。**

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

- 第二条** 佐賀県行政組織規則 (平成十六年佐賀県規則第十六号) の一部を次のようにより改正する。

第七条の労働課の分掌事務の第九号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

- 第三条** 電子計算組織による給与支給事務等処理規則 (昭和四十八年佐賀県規則第二十八号) の一部を次のように改正する。

- 第二条の表の給与管理者の項及び人事等所掌課長の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(佐賀県財務規則の一部改正)

- 第四条** 佐賀県財務規則 (平成四年佐賀県規則第三十五号) の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第二号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第三号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同

- 条第四号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

## 附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

別表中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。  
 (佐賀県職員表彰規程の一部改正)

## ●佐賀県訓令甲第十九号

本  
府  
現地機関  
地方労働委員会事務局

地方自治法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県知事 古川康

地方自治法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(佐賀県職員研修規程の一部改正)

**第一条** 佐賀県職員研修規程(昭和五十四年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第三十四条** 中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(佐賀県職員徽章に関する規程の一部改正)

**第二条** 佐賀県職員徽章に関する規程(昭和二十五年佐賀県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(佐賀県職員の服務の宣誓に関する規程の一部改正)

**第三条** 佐賀県職員の服務の宣誓に関する規程(昭和二十六年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改める。

受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第一条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

## ○訓令甲

**第五条** 佐賀県職員の結核性疾患休暇の取扱規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(佐賀県職員表彰規程の一部改正)

**第六条** 佐賀県職員勤務評定規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第七条** 佐賀県職員勤務評定規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第八条** 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第九条** 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第十条** 佐賀県職員安全衛生管理規程(昭和元年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**第十一条** 佐賀県職員安全衛生管理規程(昭和元年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。  
 受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第二条第一号中「地方労働委員会事務局（労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の十一第一項の規定により置かれた地方労働委員会事務局をいう。以下この条において同じ。）」を「労働委員会事務局」に改め、同条第一号及び第三号中

「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（佐賀県本庁決裁規程の一部改正）

**第九条** 佐賀県本庁決裁規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の労働課の地方労働委員会に関する事務の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

### ○ 教育委員会事項

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十六年十二月二十四日

佐賀県教育委員会  
委員長 杉 町 誠二郎

● 佐賀県教育委員会規則第十八号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の佐賀県教育庁佐城教育事務所の項の管かつ区域の欄中「佐賀郡、小城郡」を「小城市、佐賀郡」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県教育委員会  
委員長 杉 町 誠二郎

● 佐賀県教育委員会規則第十九号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則  
佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

佐賀県立唐津西高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」を
-------------	-------	-----	-----	----

佐賀県立唐津西高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	に、
佐賀県立東松浦高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」を

佐賀県立東松浦高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	に、
佐賀県立神埼高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」を

佐賀県立神埼高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	に、
佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」を
佐賀県立小城高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」を

佐賀県立小城高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	
佐賀県立神埼高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	に改める。
佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」

## 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中

佐賀県立神埼高等学校	全日制課程	普通科	昼 間
佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼 間
佐賀県立小城高等学校	全日制課程	普通科	昼 間

を

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、別表の東部の項及び中部の項の改正規定は、平成十七年三月一日から施行する。

佐賀県立小城高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	
佐賀県立神埼高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	に改める
佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼 間	」

部分は、平成十七年三月一日から施行する。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をいよいよ公布する。

平成十六年十一月二十四日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

## ●佐賀県教育委員会規則第二十弐

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会

規則第八号）の一部を次のようにより改定する。

附則第四項の表中「肥前町向島、鎮西町馬渡島、加唐島及び松島並びに呼子町小川島」を「唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島」に改める。

別表の東部の項中「中原町、北茂安町、三根町及び上峰町」を「上峰町及びみやき町」に改め、同表の中部の項中「多久市」の下に「小城市」を加え、「富士町、小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町」を「及び富士町」に改め、

同表の北部の項中「浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町」を「七山村及び玄海町」に改め、同表の西部の項中

「福富町、有明町」を削る。

## 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、別表の東部の項及び中部の項の改正規定は、平成十七年三月一日から施行する。